

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。）に基づき、鳥取大学鳥取地区放射線施設（以下「施設」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(総括)

第 2 条 学長は、放射線施設における放射線障害の防止及び安全の確保に関し最終的な責任を有し、係る業務を総括するため、施設長を選任しなければならない。

2 施設長は、鳥取大学研究推進機構研究基盤センター長をもって充てる。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線施設」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 1 条第 9 号に定める放射線施設をいう。
- 二 「事業所」とは、法第 3 条第 1 項及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）第 3 条第 2 項の規定により許可を受けた事業所をいう。
- 三 「業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「放射線業務」という。）に従事する者で、施設長が認可した者をいう。
- 四 「一時立入者」とは、業務従事者以外の者で、一時的に第 13 条第 1 項に定める管理区域に立ち入る者をいう。

第 2 章 組織及び職務

(組織)

第 4 条 事業所における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(鳥取大学放射線安全委員会)

第 5 条 事業所における放射性同位元素等の取扱い及び管理等に関する重要事項の審議は、鳥取大学放射線安全委員会（以下「委員会」という。）で行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者の選任等)

第 6 条 施設長は、委員会の議を経て、放射線取扱主任者となる資格を有する者の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）及び放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）を選出し、学長に推薦する。

- 2 副主任者は、主任者の職務を補佐し、かつ、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行する。
- 3 施設長は、主任者及び副主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、委員会の議を経て主任者となる資格を有する者の中から主任者の代理者を選出し学長に推薦する。
- 4 学長は、第1項及び前項の推薦に基づき主任者、副主任者及び主任者の代理者を選任する。
- 5 学長は、主任者、副主任者及び主任者の代理者を選任又は解任したときは、その旨を選任又は解任した日から30日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。なお、主任者の代理者の職務期間が30日以上の場合は、その旨についても選任又は解任の際に届け出なければならない。
- 6 学長は、主任者及び副主任者に、法第36条の2で定める定期講習を受講させなければならない。

(放射線取扱主任者の職務)

第7条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行うとともに、係る業務の監督責任を負う。

- 一 予防規程の制定及び改廃への参画
- 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- 三 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- 四 立入検査への立会い
- 五 異常及び事故の原因探査への参画
- 六 放射線障害の防止に関する施設長に対する意見の具申
- 七 使用状況並びに施設、帳簿及び書類の監査
- 八 関係者に対する助言、監督及び指示
- 九 委員会開催の要求
- 十 その他放射線障害防止に関し必要な事項

(遵守等の義務)

第8条 業務従事者及び一時立入者は、主任者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

- 2 施設長は、主任者が法令及び本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

(取扱責任者)

第9条 施設長は、放射線業務のグループごとに、当該業務に従事する専任教職員のうちから取扱責任者を置く。

- 2 取扱責任者は、当該グループの業務従事者等を統括し、次に掲げる業務を行うとともに、係る管理責任を負う。
 - 一 放射線業務の適切な管理及び監督
 - 二 主任者又は第12条に定める安全管理責任者からの安全管理に関する連絡の周知
 - 三 その他取扱業務上の安全管理に関すること。
- 3 取扱責任者は、当該グループの放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄について把握し、主任者の要求がある場合には、報告しなければならない。

(業務従事者)

第 10 条 施設において業務従事者として登録を希望する者は、あらかじめ所属する部局長（以下「所属部局長」という。）及び主任者の同意を得て施設長に登録の申請をしなければならない。なお、登録を希望する者が本学の職員及び学生以外の場合の所属部局長は、研究推進機構長とする。

- 2 所属部局長は、前項の申請をした者について、第 31 条に定める教育及び訓練並びに第 32 条に定める健康診断を行わなければならない。
- 3 施設長は、前項の教育及び訓練並びに健康診断の結果を照査して、放射線業務を行うことが適当と認められる者にこれを許可し、登録者名簿に登録するものとする。
- 4 前項の登録の有効期間は、登録した年度内とし、更新することができる。
- 5 施設長は、登録した者及び登録を更新した者の氏名を取扱責任者及び主任者に通知しなければならない。
- 6 登録されていない者は、原則として施設において放射性同位元素等の取扱いに従事することはできない。
- 7 施設長は、登録された者が法令又はこの規程に著しく違反した場合には、委員会の議を経て登録を取り消すことがある。

(施設管理責任者)

第 11 条 施設長は、放射線施設の維持及び管理を行わせるため、施設管理責任者を置き、施設環境部施設課長をもって充てる。

- 2 施設管理責任者は、次に掲げる業務を行うとともに、係る管理責任を負う。
 - 一 放射線施設の維持、点検及び補修に関する業務
 - 二 電気設備の運転及び維持管理に関する業務
 - 三 給排気設備及び給排水設備の運転管理に関する業務
 - 四 前 3 号の業務に関する意見具申
- 3 施設管理責任者は、その業務を行うために施設管理担当者を置くことができる。

(安全管理責任者)

第 12 条 施設長は、放射線管理に関する業務を行わせるため安全管理責任者を置き、研究推進部研究推進課長をもって充てる。

- 2 安全管理責任者は、施設長の指示を受けて、次の各号に掲げる業務を行うとともに、係る管理責任を負う。
 - 一 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射線汚染の管理
 - 二 放射線施設及び管理区域に係る放射線の量及び放射性同位元素等による汚染密度の測定
 - 三 放射線測定機器の保守管理
 - 四 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
 - 五 放射線業務の安全に係る技術的事項に関する業務
 - 六 業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案並びに実施に関する業務
 - 七 業務従事者に対する健康診断計画の立案及び実施
 - 八 放射性廃棄物の管理及び処理に関する業務
 - 九 前各号に掲げる業務に関する記帳及び記録の管理並びに保管
 - 十 物品及び危険薬品の搬入並びに搬出手続

- 十一 施設利用部局との管理運営等の事務的事項に関する業務
- 十二 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続及び関係省庁との連絡
- 十三 その他安全管理に必要な業務

3 安全管理責任者は、その業務を行うために安全管理担当者を置くことができる。

第3章 管理区域

(管理区域)

第13条 施設長は、放射線障害防止のため、放射線障害発生のおそれのある場所を施設の管理区域として指定する。

- 2 施設長は、管理区域に標識、注意事項、事故が発生した場合の緊急措置等を掲示しなければならない。
- 3 安全管理責任者は、次に定める者以外の者を管理区域内に立ち入らせてはならない。
 - 一 業務従事者として登録した者
 - 二 一時立入者として主任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第14条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 定められた出入口から出入りすること。
- 二 入退に当たっては、別に定める入退記録手順に従い、所定の様式により入退室の記録を行うこと。
- 三 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- 四 管理区域内で飲食及び喫煙を行わないこと。
- 五 業務従事者は、主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するために行う指示に従うこと。
- 六 一時立入者は、主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するために行う指示に従うこと。

第4章 維持及び管理等

(巡視及び点検)

第15条 施設管理責任者は、給排水設備、空調設備、電気設備、ガス設備のほか、壁・床等のひび割れ、フェンスなどについて別に定める基準により、定期的に点検を行い、異常があった場合は、施設長に報告しなければならない。

- 2 施設長は、前項の報告を受けた場合は、修理等必要な措置を講じなければならない。

(自主点検)

第16条 施設長は、放射性同位元素等の安全管理及び施設・設備の適正な維持・管理のため、施設管理責任者及び安全管理責任者に、別表のとおり定期的に点検（以下「自主点検」という。）を行わせなければならない。

- 2 自主点検は、少なくとも年に1回行うものとし、その頻度は、委員会の議を経て決定する。
- 3 自主点検は、次の項目を記録するとともにその内容について主任者を通じて施設長に報告しなければならない。
 - 一 点検の実施年月日

- 二 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
 - 三 点検を行った者の氏名
- 4 施設長は、前項の報告に基づき、改善等必要な措置を講じるとともに、再発の防止に必要な対策を講じなければならない。

(修理、改造等)

- 第 17 条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、前条第 4 項の改善措置を行う場合は、相互に協議の上、その実施計画書を作成し、主任者及び施設長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に軽微と認められるものについてはこの限りでない。
- 2 施設長は、前項の承認を行う場合において、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等について委員会に諮問することができる。
- 3 施設管理責任者及び安全管理責任者は、第 1 項の改善措置を終えたときは、その結果について、主任者を經由して施設長に報告しなければならない。

第 5 章 使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

- 第 18 条 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封 RI」という。）を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 非密封 RI の使用に当たっては、あらかじめ使用計画書を作成し、主任者の承認を得た上で、施設長に報告すること。
 - 二 非密封 RI の使用は、承認されている使用数量を超えないこと。
 - 三 管理区域内の定められた作業室以外で使用しないこと。
 - 四 作業室において、次に掲げる事項に従うこと。
 - イ 所定の作業衣及び履物を着用し、必要に応じて帽子、マスク及びゴム手袋を装着すること。
 - ロ 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
 - ハ 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに安全管理責任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - ニ 努めて遠隔操作を行い、必要に応じて放射線遮蔽つい立、ブロック、防護衣等を使用すること。
 - ホ 非密封 RI を空気中に飛散させないこととし、飛散するおそれのある作業をするときは、フード、グローブボックス、その他の局所排気装置及び換気装置を使用して空気の汚染を防止すること。
 - ヘ 吸収材及び受皿の使用等汚染の防止に必要な処置を講ずること。
 - ト 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
 - チ 非密封 RI の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
 - リ 作業室において用いた作業衣及び履物を着用したまま管理区域外へ出ないこと。
 - ヌ 作業の前及び作業が終了したときは、作業場所の汚染の有無を調べ、汚染していないことを確認すること。汚染したときは、直ちに同室の者に通知して汚染の拡大を防ぐとともに、安全管理責任者に通知し、その指示に従って除染処置を行うこと。
 - ル 作業室から退出するときは、作業衣及び体表面に汚染のないことを確認すること。汚染があったときは、又々に定めるところにより適切な除染処置を行うこと。

ヲ 表面汚染のあるものは、作業室から持ち出さないこと。管理区域内での運搬の際には、蓋のある容器などに納め、汚染を拡げないよう措置をとること。

ワ 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の 10 分の 1 を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

カ 業務従事者は、使用した非密封 RI の種類、数量、使用年月日、使用場所及び取扱方法を記録し、管理室に提出すること。

第 19 条 削除

第 20 条 削除

第 21 条 削除

第 6 章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄

(受入れ・払出し)

第 22 条 放射性同位元素の受入れ又は払出しを行おうとする者は、あらかじめ主任者の許可を得なければならない。

2 安全管理責任者は、放射性同位元素の受入れ又は払出しを確認し、放射性同位元素の種類、数量及び年月日並びに相手方の氏名又は名称を記録しなければならない。

(保管)

第 23 条 放射性同位元素の保管に当たっては、安全管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 放射性同位元素は所定の容器に入れ、所定の貯蔵室に貯蔵すること。

二 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

三 非密封 RI の貯蔵容器は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材又は受皿を使用する等、貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講じること。

四 表面線量が高いものは、遮蔽容器に入れ、外部に漏えいする線量を抑えること。

五 容器には管理番号、受入れ年月日、放射性同位元素の種類、数量及び取扱責任者氏名を記し、所定の標識を付けること。

六 業務従事者は、貯蔵施設に貯蔵し、又は持ち出した放射性同位元素に関し、その種類、数量、年月日、貯蔵場所及び貯蔵方法を記録し、管理室に提出しなければならない。

(管理区域における運搬)

第 24 条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒・転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第 25 条 放射線施設内外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に定める措置に加えて関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(事業所外における運搬)

第 26 条 放射性同位元素等を事業所へ搬入する者又は事業所から搬出する者は、放射性同位元素等を放射性輸送物として梱包し、所定の手続により、搬入又は搬出しなければならない。

(廃棄)

第 27 条 放射性同位元素等を廃棄するときは、主任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 固体状の放射性廃棄物は、不燃物、難燃物、可燃物等に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること。
 - 二 液体状の放射性廃棄物は、有機廃液又は無機廃液に区分し、所定の放射性レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水すること。ただし、排水設備により廃棄できる放射性同位元素は、排水口における排液中の濃度が濃度限度以下とすること。
 - 三 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- 2 放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合は、次の各号に従って行わなければならない。
- 一 焼却処理は、 3H 、 14C 、 32P 、 33P 、 35S 又は 45Ca のみを含んだ有機廃液に限ること。
 - 二 放射性有機廃液の上限濃度の目標値を次の値とすること。
 - イ 3H 、 14C 及び 35S : 37 ベクレル/立方センチメートル
 - ロ 32P 、 33P 、 45Ca 及び放射線障害防止法関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレーター廃液に含まれるその他の核種: 3.7 ベクレル/立方センチメートル
 - 三 焼却炉の運転は、安全管理責任者の管理のもとに行うこと。
 - 四 施設長は、焼却炉の安全運転、保守点検、廃棄作業並びに異常時及び危険時の措置に必要な教育訓練を受けた者の中から、運転責任者を選任すること。
 - 五 焼却炉の運転に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 不要な密封された放射性同位元素、放射性同位元素装備機器は、販売業者に引き渡すことにより行わなければならない。

第 7 章 測定

(放射線測定器の保守)

第 28 条 安全管理責任者は、次条及び第 30 条において測定に用いる放射線測定機器等について、点検及び校正を定期的に行い、正常な機能を維持するよう保守しなければならない。

2 点検及び校正の方法並びにこれらの組み合わせ、測定の信頼性を確保するための措置内容については、鳥取大学鳥取地区放射線施設細則（平成 22 年鳥取地区放射線施設安全委員会裁定）に定める。

(場所の測定)

第 29 条 施設長は、安全管理責任者に放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定させ、その結果を所定の帳簿に記録させなければならない。

2 前項の測定は、取扱いを開始する前にあつては 1 回、取扱いを開始した後にあつては次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 放射線の量の測定及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、1 月を超えない期間ごとに 1

回行うこと。

- 二 前号の測定の結果、表面密度限度を超える汚染が見つかった場合、安全管理責任者は直ちにその区域への立入りを制限し、除染処置を行うこと。
 - 三 排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。
- 3 第1項の帳簿には、次の各号に定める項目を測定の都度記録しなければならない。
- 一 測定日時
 - 二 測定箇所
 - 三 測定をした者の氏名
 - 四 放射線測定器の種類及び型式
 - 五 測定方法
 - 六 測定結果
- 4 前項の記録は、主任者が監査・確認の上、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。
- 5 施設長は、測定結果を掲示し、管理区域に立ち入る者に周知しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第30条 施設長は、安全管理責任者に、管理区域に立ち入る者について、次の各号に従い被ばく線量及び汚染の状況を測定させ、その結果を所定の帳簿に記録させなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出する。

一 外部被ばく線量の測定は、鳥取大学鳥取地区放射線施設細則に定めるところにより測定の信頼性を確保するための措置を講じた上で、次に定めるところにより、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、主任者が一時立入者として認めた者については、法令に定められた線量を超えるおそれのある場合に限り行うものとする。

イ 胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠する意思のない旨を学長に書面で申し出た者を除く。以下同じ。))にあっては腹部)について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

ロ イのほか、頭部及びけい部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部(イにおいて腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部)からなる部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。

ハ 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合にあっては、イ及びロのほか、当該部位についても70マイクロメートル線量当量の測定を行うこと。

二 非密封RIによる内部被ばく線量の測定は、人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度を測定又は計算することにより行うこと。ただし、主任者が一時立入者として認めた者については、法令に定められた線量を超えるおそれのある場合に限り行うものとする。

三 汚染の状況の測定は、手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であって放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

2 前項の測定の結果は、次の各号に定めるところにより記録し、保存しなければならない。

一 前項第1号の測定の結果は、毎月1日を始期とする1月間、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次に定める項目について記録しなければならない。

イ 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ 測定対象者の氏名

ハ 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ 放射線測定器の種類及び型式

ホ 測定方法

ヘ 測定部位及び測定結果

二 前項第2号の測定の結果は、測定の都度次に定める項目について記録しなければならない。

イ 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ 測定対象者の氏名

ハ 測定をした者の氏名

ニ 放射線測定器の種類及び型式

ホ 測定方法

ヘ 測定結果

三 前項第3号の測定の結果は、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあつては、次に定める項目について記録しなければならない。

イ 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ 測定対象者の氏名

ハ 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ 放射線測定器の種類及び型式

ホ 汚染の状況

ヘ 測定方法

ト 測定部位及び測定結果

3 実効線量、等価線量等は、次の各号に定めるところにより記録し、保存しなければならない。

一 毎月1日を始期とする1月間、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間について当該期間ごとに前項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次に定める項目について記録しなければならない。

イ 算定年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 算定した者の氏名

ニ 算定対象期間

ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

二 前号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量を当該期間について毎年度集計し、次に定める項目について記録しな

ればならない。

- イ 集計年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 集計した者の氏名
- ニ 集計対象期間
- ホ 累積実効線量

- 4 第 2 項及び前項の記録は、主任者が監査・確認の上、これを永久保存するとともに、その写しを記録の都度測定対象者に交付しなければならない。
- 5 主任者は、前項の記録に基づき、施設等における 4 月 1 日を始期とする 1 年間の業務従事者及び個人実効線量分布を作成し、施設長に報告しなければならない。

第 8 章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

- 第 31 条 施設長は、管理区域に立ち入る者及び業務従事者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。
- 2 業務従事者に対する教育及び訓練は、次の各号の定めるところにより実施する。
 - 一 実施時期は、次のとおりとする。
 - イ 業務従事者として登録する前
 - ロ 初めて管理区域に立ち入る前及び放射線業務に従事する前
 - ハ 管理区域に立ち入った後及び放射線業務の開始後にあつては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度中
 - 二 実施項目は、次のとおりとする。
 - イ 放射線の人体に与える影響
 - ロ 放射性同位元素の安全取扱い
 - ハ 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程
- 3 前項の規定にかかわらず同項第 2 号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部又は全部を省略することができる。
- 4 安全管理責任者は、一時立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、教育及び訓練の時間数その他教育及び訓練の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て施設長が定める。

第 9 章 健康診断、放射線障害を受けた者等に対する措置

(健康診断)

- 第 32 条 所属部局長は、業務従事者に対して次項に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。
- 2 前項の健康診断は、鳥取大学安全衛生管理規程（平成 16 年鳥取大学規則第 49 号）で定める実施体制により、次に掲げるとおり実施する。
 - 一 実施時期は、次のとおりとする。
 - イ 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
 - ロ 管理区域に立ち入った後にあつては 6 ヶ月を超えない期間ごと

- 二 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
- 三 問診は、次の事項について行うものとする。
 - イ 放射線（1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。次のロにおいて同じ。）の被ばく歴の有無
 - ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくの状況
- 四 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、登録する前にあつては、線源の種類等に応じて項目ハを省略することができるものとし、登録された後にあつては、前1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない業務従事者については、医師が必要と認めるときに限り、イからロまでの項目の全部又は一部を行う
 - イ 末しょう血液中の赤血球数、血色素量又はヘマトクリット値、白血球数及び白血球百分率
 - ロ 皮膚
 - ハ 眼
- 3 所属部局長は、前項各号の規定にかかわらず、業務従事者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。
 - 一 放射性同位元素を誤って摂取した場合
 - 二 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
 - 三 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
 - 四 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
- 4 所属部局長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
 - 一 実施年月日
 - 二 対象者の氏名
 - 三 健康診断を実施した医師名
 - 四 健康診断の結果
 - 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 5 健康診断の結果は、安全管理責任者が永久に保存するとともに、実施の都度記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

- 第33条 施設長は、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、主任者及び医師と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を講じなければならない。
- 2 施設長は、業務従事者に前項の措置を講じた場合には、その経緯をその者の所属部局長に通知するものとする。
 - 3 施設長は、過度の被ばくを受けた者が生じた場合は、その原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、学長及び委員会の委員長に報告しなければならない。

第10章 記録及び保存

(記帳及び保存)

第34条 安全管理責任者は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、教育及び訓練、放射線施設の点検、放射線測定器の点検又は校正並びに測定の信頼性を確保するために講じた措置の内容に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

一 受入れ及び払出し

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

二 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の使用年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

三 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

四 運搬

- イ 施設の外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

五 廃棄

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

六 教育及び訓練

- イ 教育及び訓練の実施年月日及び項目
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

七 放射線施設の点検

- イ 点検の実施年月日
- ロ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
- ハ 点検を行った者の氏名

八 点検又は校正

- イ 実施年月日
- ロ 放射線測定器の種類及び形式
- ハ 方法
- ニ 結果及びこれに伴う措置の内容
- ホ 点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

九 測定の信頼性を確保するために講じた措置の内容

3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。

第 11 章 災害時及び危険時の措置

(災害時の措置)

第 35 条 地震、火災等の災害が起こった場合には、主任者及び施設管理責任者並びに安全管理責任者は第 16 条に規定する別表のとおり点検を行い、その結果を施設長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第 36 条 地震、火災又は運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、その発見者は、次のとおり応急の措置を講じなければならない。

- 一 緊急の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努め、避難警告等応急の措置を講じるとともに、直ちにその旨を鳥取大学（鳥取地区）緊急連絡網により主任者又は関係者に通報しなければならない。
- 二 前号の通報を受けた者は、状況を施設長に報告するとともに、必要に応じて所轄の警察署及び消防署等関係機関に通報しなければならない。
- 三 施設長は、遅滞なく次に掲げる事項を学長を通じ、原子力規制委員会又は国土交通大臣に届け出なければならない。
 - イ 事態が生じた日時、場所及び原因
 - ロ 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
 - ハ 講じ、又は講じようとしている応急措置の内容
 - ニ 再発防止の対策
- 2 危険時の作業に従事する者は、主任者、副主任者又は関係者の指示に従うこと。
- 3 放射性同位元素を使用中に災害が起こったときは、速やかに取扱中の放射性同位元素を安全に保管し、又は廃棄施設に投入した後、災害の拡大を防止するよう努めること。
- 4 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕のあるときは、これを安全な場所に移し、その周囲に柵を張り、標識を付して見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止すること。
- 5 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 6 主任者は、災害の状況及びこれに関して講じた措置を記録すること。

第 12 章 報告

(事故時の報告)

第 37 条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、その旨を主任者又は関係者に通報しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 放射性同位元素が異常に漏えいしたとき。
- 三 業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 四 前 3 号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- 2 前項の通報を受けた者は、その旨を施設長に報告するとともに必要に応じて所轄の警察署及び消防署等関係機関に通報しなければならない。
- 3 施設長は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を 10 日以内にそれぞれ学長を通じ、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(放射線管理状況報告書の提出)

第 38 条 施設長は、年度毎に次の各号に掲げる放射線管理状況について、次年度の 6 月 30 日までに原子力規制委員会の定める様式による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 放射線施設等の点検の実施状況
- 二 4 月 1 日を始期とする 1 年間の放射性同位元素等の保管の状況、業務従事者及び個人実効線量分布

第 13 章 情報提供

(情報提供)

第 39 条 第 37 条第 1 項各号に掲げる事態が発生した場合には、公衆及び報道機関等に対し、鳥取大学ホームページへの掲載等により次に掲げる情報を提供する。

- 一 事故の発生日時及び発生した場所
 - 二 汚染の状況等による事業所外への影響
 - 三 事故発生場所で取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数
 - 四 応急の措置の内容
 - 五 放射線測定器による放射線の量の測定結果
 - 六 事故の原因及び再発防止策
- 2 前項の情報提供は、総務企画部総務企画課が担当し、総務企画部長が総括する。
- 3 総務企画部長は、第 1 項に規定する情報提供の方法を決定するとともに、総務企画部総務企画課に問合せを受け付ける窓口を設置し、対応に当たらせるものとする。

第 14 章 標識等の掲示

(標識)

第 40 条 施設長は、当該使用施設、貯蔵施設、廃棄施設及び管理区域の境界には、施行規則別表第 1 に定める標識等掲げなければならない。

第 41 条 施設長は、管理区域内の見やすい場所に、放射性同位元素の取扱い上の注意事項、放射線測定器の装着に関する注意事項及び事故が発生した場合の緊急措置等放射線障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。

第 15 章 施設使用等の廃止時の報告

(使用施設等の廃止)

第 42 条 施設長は、使用施設等を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を 30 日以内に学長を通じ、原子力規制委員会に報告しなければならない。

第 16 章 雑則

(雑則)

第 43 条 この規程の改正は、委員会の議を経なければならない。

2 施設長は、この規程を改正したときには、学長を通じ 30 日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。

(細則等の制定)

第 44 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て施設長が別に定める。

(事務)

第 45 条 本規則に関する事務は、関係各部署の協力を得て研究推進部研究推進課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 16 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 鳥取大学鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設放射線障害予防規程（平成 10 年鳥取大学規則第 29 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

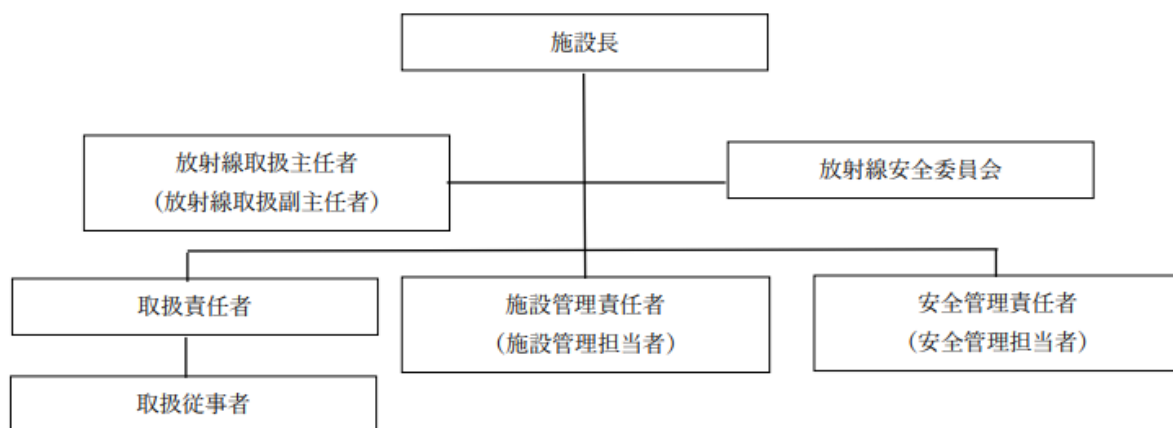
附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別図 組織図（第4条関係）



別表（第16条及び第35条関係）

1 使用施設、管理区域

地崩れはないか。

管理区域境界の柵、フェンスの破損、標識の脱落、汚損はないか。

2 保管廃棄施設

廃棄物容器の破損、放射性物質の漏えいがないか測定により確認する。

標識の脱落、汚損はないか。

3 排水施設

排水浄化槽、配管、貯留槽、希釈槽内に亀裂、漏水がないか目視する。

標識の脱落、汚損はないか。

4 排気施設

排風機、モーター、ベルトに異常がないか、フィルターユニットの破損はないか。

配管に破損はないか。

標識の脱落、汚損はないか。

5 貯蔵室

貯蔵容器、入口の扉に異常はないか、線源容器の破損、放射性物質の漏えいがないか。

測定により確認する。

標識の脱落、汚損はないか。

6 有機廃液焼却炉

本体、排気、排水配管に異常はないか。

標識の脱落、汚損はないか。

7 作業室

災害が起きた場合に避難、通報、余裕があれば汚染の拡大防止、関係者以外の立ち入り防止に努めたか。

床、壁に亀裂、汚染がないか、フード、排気、配水管に亀裂、漏水がないか。

標識の脱落、汚損はないか。

放射線障害を受けたおそれのある者はいないか。